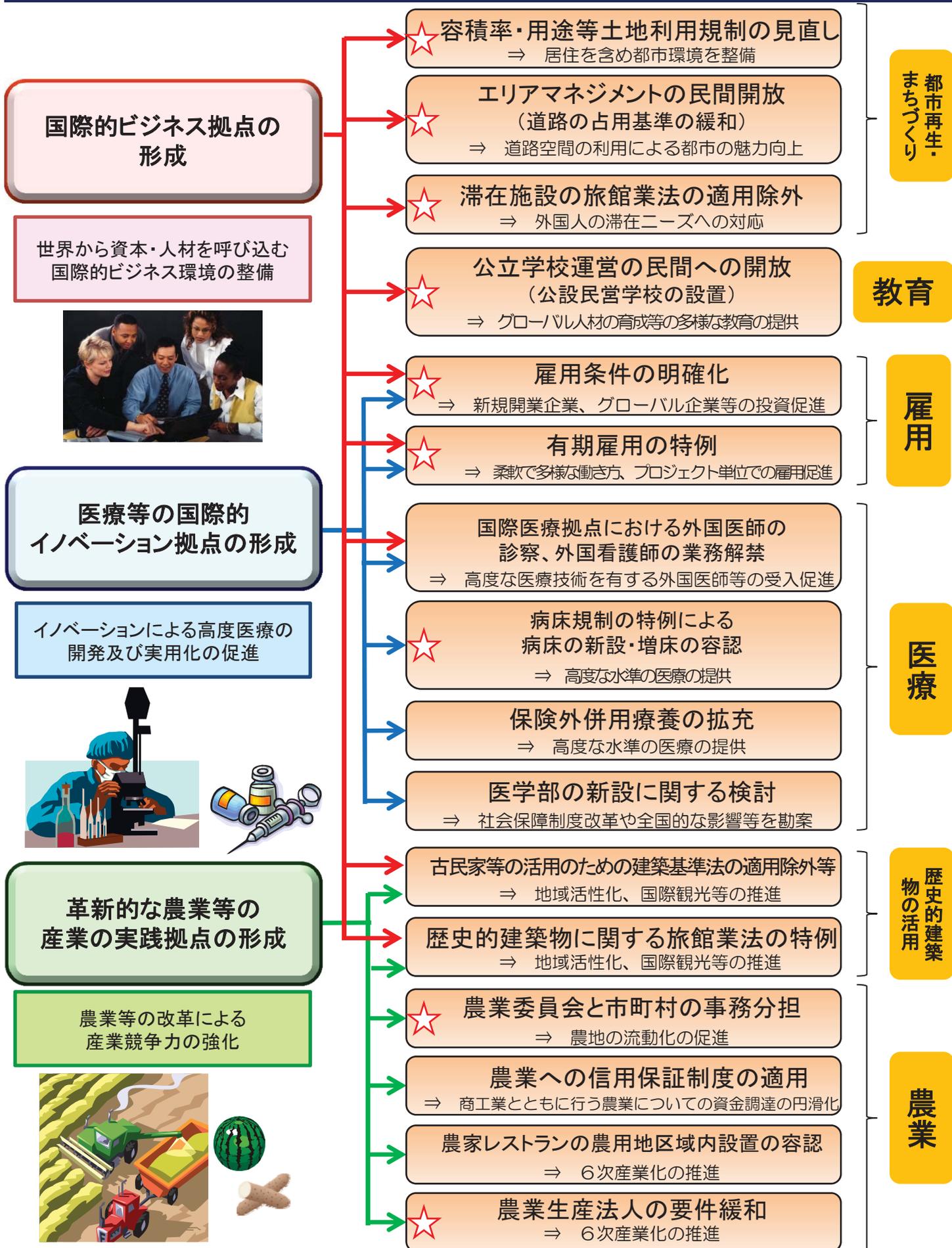


国家戦略特区のイメージ



※1 本資料は、参考までにイメージを記載したものであり、特区の内容がこれに限定されるものではない。

※2 ☆は法律に盛り込まれたもの。

国家戦略特別区域における建築基準法の特例措置の概要

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、以下の建築基準法上の特例を定める。

- ① 都心居住のための住宅の容積率の特例
- ② 用途緩和のワンストップ特例

制度の現状

<容積率規制>

地方公共団体が用途地域の都市計画で容積率を定め、建築基準法でこれに適合するように建築物の容積率を規制している。

<用途規制>

地方公共団体が都市計画に用途地域(住居系、商業系、工業系で計12種類)を定め、建築基準法で各用途地域ごとに建築できる建築物の用途を規制している。

また、地方公共団体は、特別用途地区の条例で上記の用途規制を強化・緩和することができる。ただし、緩和する場合には、国土交通大臣の承認(大臣承認)が必要となる。

改正のポイント

特区担当大臣、地方公共団体(都道府県・市区町村)、民間事業者を構成員とする国家戦略特別区域会議(特区会議)が国家戦略特別区域計画(特区計画)に以下の内容を定め、当該計画について内閣総理大臣が認定することで特例を適用

① 都心居住のための住宅の容積率の特例

住宅の容積率を緩和することにより、グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進

【特区計画に定める内容】

- ・都心居住の促進を図る区域
- ・住宅の容積率
- ・敷地の規模
- ・敷地内の空地の要件



都市計画で定めた
容積率を緩和

※ あらかじめ関係都市計画審議会に付議

② 用途緩和のワンストップ特例

特別用途地区の条例で用途の制限を緩和することにより、必要な施設(コンベンション施設等)の迅速な整備を促進

【特区計画に定める内容】

- ・用途制限の緩和の内容



条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手続が不要

国家戦略特別区域における道路法の特例措置の概要

- 都市における国際的なイベントの実施や多言語看板、オープンカフェの設置等の道路空間の利用を行うことが可能となるよう、国家戦略特別区域会議が、これらの事業を特区計画に定めることにより、道路管理者が当該特区計画区域内で道路の占用を許可できるようにするための基準の緩和を行う。

制度の現状

道路は、一般の自由な通行を本来の目的としていることから、道路の占用に当たっては道路管理者の許可を必要としているとともに、道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合(余地要件の基準)にのみ、許可をすることができる。

改正のポイント

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域計画に、国際的活動拠点の形成に資する都市機能の高度化等に貢献する施設の道路上への設置について定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、道路の占用許可にかかる余地要件の基準を緩和する。

国家戦略特別区域計画の内容

- ・ 国際的な会議、イベント等の関係者の利便性を向上させるような多言語看板、ベンチ、上屋等の道路上への設置
- ・ 国際的な活動に関連する居住者(グローバル企業等の勤務者やその家族)の居住環境を向上させるような常設のオープンカフェや無料巡回バスのバス停の道路上への設置
- ・ これらの施設を設ける道路の区域



占用許可基準の特例

- 余地要件の適用を除外
- 占用許可を受けた者は、周辺の道路の清掃、植栽の管理等を実施

これにより、手続きが円滑に進むことで、国際的活動拠点の形成に資する都市機能の高度化等が図られる。

国家戦略特別区域における旅館業法の特例について

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めた国家戦略特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、外国人滞在施設経営事業を行おうとする者は、その事業が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に該当することについて都道府県知事の認定を受けることにより、当該事業については、旅館業法の規定は適用しないこととする。

国家戦略特別区域計画

<特定事業>

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

国家戦略特別区域において外国人旅客の滞に適した施設であって賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、滞在に必要な役務を提供するものを経営する事業として政令で定める要件に該当するもの

外国人の
滞在ニーズへの
対応

事業の
実施者

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に
該当することについて都道府県知事が認定

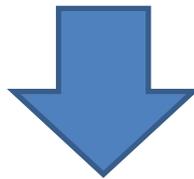
旅館業法の規定の適用除外

国家戦略特区における公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置) 概要

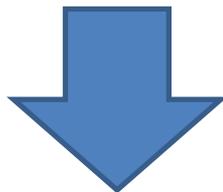
○ 公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置)

背景

- ・ 東京オリンピックの開催も追い風に、国際バカロレアの普及拡大を通じたグローバル人材の育成や、スポーツ・体育の充実などの必要性が増している。



産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を
推進する観点から地域の特性に応じた多様な教育を実施



公立学校の教育水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、
公立学校の管理を委託することを可能とするため、
関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、
特区関連法案の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策に
ついて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

国家戦略特区における規制の特例措置(雇用関係)の概要

- 特区内で、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が優秀な人材を確保し、従業員が意欲と能力を発揮できるよう、以下の規制改革を認めるとともに、臨時国会に提出する特区関連法案の中に必要な規定を盛り込む。

(1) 雇用条件の明確化

- ・ 新規開業直後の企業及びグローバル企業等が、我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、「雇用労働相談センター(仮称)」を設置する。
- ・ 裁判例の分析・類型化による「雇用ガイドライン」を活用し、個別労働関係紛争の未然防止、予見可能性の向上を図る。
- ・ 本センターは、特区毎に設置する統合推進本部の下に置くものとし、本センターでは、新規開業直後の企業及びグローバル企業の投資判断等に資するため、企業からの要請に応じ、雇用管理や労働契約事項が上記ガイドラインに沿っているかどうかなど、具体的な事例に即した相談、助言サービスを事前段階から実施する。

(2) 有期雇用の特例

- ・ 新規開業直後の企業やグローバル企業をはじめとする企業等の中で重要かつ時限的な事業に従事している有期労働者であって、「高度な専門的知識等を有している者」で「比較的高収入を得ている者」などを対象に、
 - ①無期転換申込権発生までの期間の在り方、
 - ②その際に労働契約が適切に行われるための必要な措置等について、全国規模の規制改革として労働政策審議会において早急に検討を行い、その結果を踏まえ、平成26年通常国会に所要の法案を提出する。

※(1)(2)の趣旨を、臨時国会に提出する特区関連法案の中に盛り込む。

国家戦略特別区域法における医療法の特例措置(基準病床数制度の特例)の概要

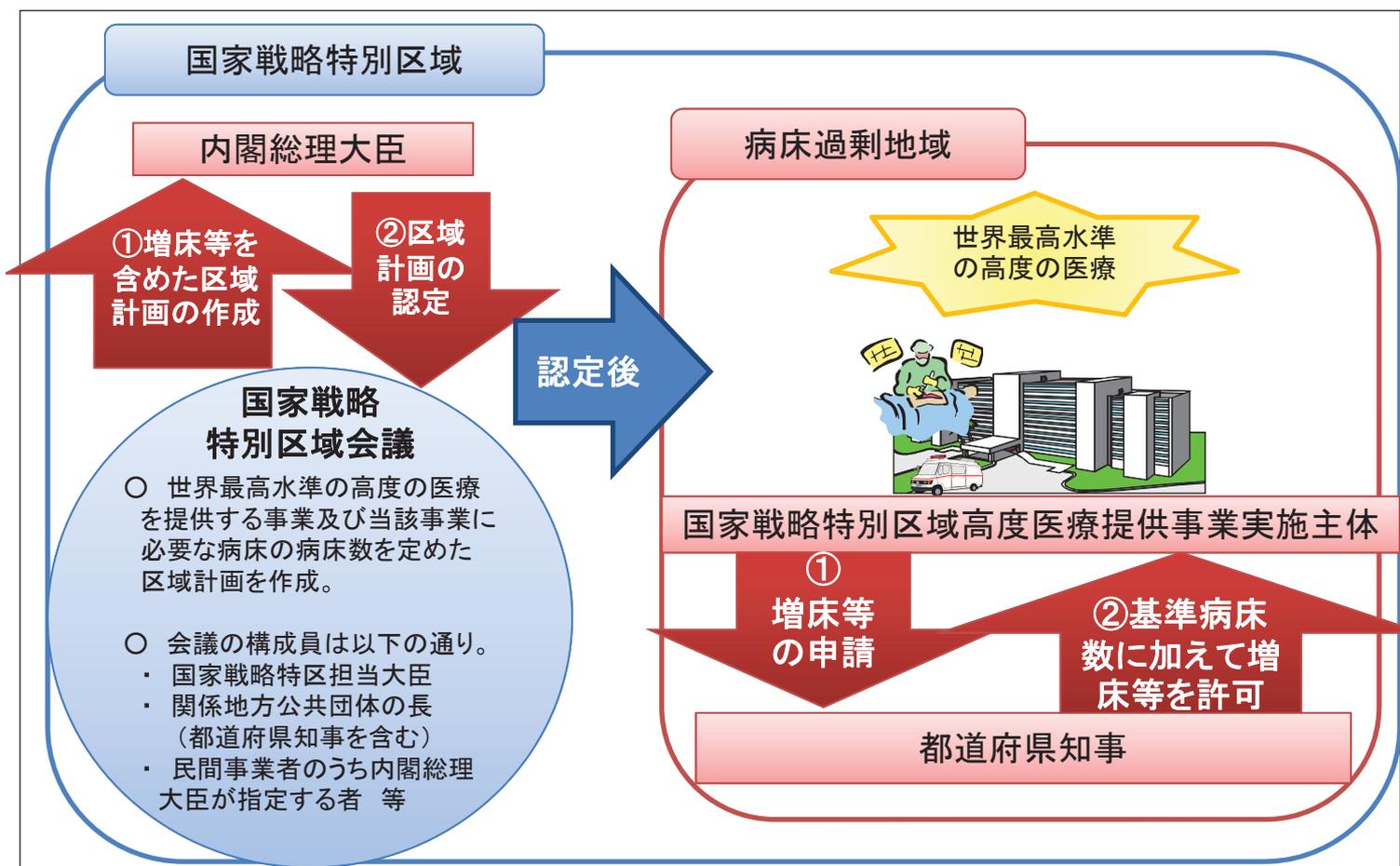
現行の制度(基準病床数制度)

- 医療計画において、基準病床数制度が設けられており、都道府県は基準病床数(地域で必要とされる病床数)を全国統一の算定式により算定する。
- 既存病床数が基準病床数を超える地域(病床過剰地域)では、都道府県は公的医療機関等の開設・増床を許可しないことができる。また、民間医療機関については、都道府県医療審議会の意見を聴いて病院の開設・増床に関して勧告することができる。

※ 救急医療のための病床や治験のための病床など、更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができる特例を設定している。(特定の病床等に係る特例)

規制の特例措置

- 世界中の人たちがそこで治療を受けたいと思えるような環境を整備するためには、世界最高水準の高度の医療が提供できる世界トップクラスの「国際医療拠点」の形成を推進していく必要がある。
- このため、国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域内において世界最高水準の高度の医療を提供する事業及び当該事業に必要な病床の病床数を定めた区域計画を作成して内閣総理大臣の認定を受けた場合には、都道府県は、病床過剰地域であっても、当該計画に定められた病床数を既存の基準病床数に加えて、医療機関の開設・増床の申請を許可することができる特例を設けることとする。



国家戦略特別区域法における農地法の特例措置 (農業委員会と市町村の事務分担)の概要

- 農地の流動化を促進する観点から、国家戦略特別区域法に農業委員会と市町村の事務分担に関する特例を設けることとする。
具体的には市町村長と農業委員会とが、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が分担することに合意した場合に、合意の範囲内で市町村が当該許可関係事務を行うこととする。

現状

- 農業委員会を設置している市町村

農地法等に係る事務を**農業委員会**が実施

- 農業委員会を設置していない市町村※

農地法等に係る事務を**市町村**が実施

【※農業委員会を設置しないことができる市町村】

- 農地のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 農地面積が著しく小さい場合(都府県200ha以下、北海道800ha以下)は置かないことができる(設置するか否かは**市町村**が選択)。

見直し後

- 農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会とが農地の権利移動の許可関係事務を市町村が分担することに合意した場合

農地法等に係る事務

・農地の権利移動の許可事務

合意に基づいて市町村長が分担

・その他の事務

従来どおり農業委員会が実施

効果

- 農業委員会は、農地のあっせん、遊休農地の解消等に注力することができ、地域の農地の流動化が円滑に進む。

国家戦略特別区域法における農地法の特例措置 (農業生産法人の6次産業化推進のための要件緩和)の概要

- 農業生産法人の6次産業化を推進する観点から、国家戦略特別区域法に農業生産法人の農作業に従事する役員の数に関する要件の特例を設ける。

具体的には、国家戦略特別区域内で農業及び関連事業(加工・販売等)を行う法人は、農作業に従事する役員が1人いれば、農業生産法人と同様の取扱いとする。

現状

- 現行役員要件は、
 - ① 役員が過半が農業(販売・加工を含む)の常時従事者であること
 - ② さらにその過半が農作業に従事

見直し後

- 農業生産法人が6次産業化を進めていくと、①の要件は問題ないものの、②の要件をクリアすることが難しくなる。
このため、②は役員が**1人以上**が農作業に従事すればよいこととする。
- 役員要件のみであり、議決権(出資)要件等の要件は変更しない。

効果

農業生産法人の6次産業化の推進